

外国人登録証明書の見方

主な記載内容

氏名
姓、名、ミドルネームの順に記載されます。

生年月日・性別
西暦で記載されます。月や日が確認されない場合は「**月**日」と記載されます。

居住地

世帯主の氏名・世帯主との続柄

職業・勤務先
永住者・特別永住者の場合は記載されません。

国籍等

外国人登録証明書番号

在留の資格

在留期限
日本国内に在留することのできる許可期限を表しています。もしこの期限を超えて引き続き在留している場合は「不法残留」となります。

署名
代理申請の場合や通算の在留期間が一年未満の場合は署名が免除されています。

次回確認(切替)申請期間
外国人登録証明書の切替を行うための申請期間のことです。

●平成17年6月1日以降に交付されている様式

●参考

平成17年6月1日より前に交付された様式。(今後順次新様式に切り替えられます。)記載内容は同じですが、偽変造防止対策は現在のものと異なります。

外国人登録証明書を傾けると、パール調の光沢感が浮かび上がります。



透明な桐の文様を基本にしたホログラムが左右に2つ浮かび上がります。左の桐の文様は角度によって「MOJ」の文字に変化します。



偽変造防止対策

確認(切替)申請とは?

外国人登録制度では、外国人は一定期間ごとに登録している内容が事実合っているかの「確認」を受けなければなりません。これを確認申請と呼んでいます。市町村で確認を受けると外国人登録証明書は切り替えられ、新しい外国人登録証明書が交付されます。

外国人登録証明書を傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がゴールドからグリーンに変化します。

外国人登録証明書全体の背景デザインである「五七の桐」が、立体的に浮かび上がります。

外国人登録証明書の豆知識

Q 外国人登録証明書は日本への滞在許可書なのですか？

A 外国人登録証明書は登録されている内容が記載されているもので、滞在許可書や就労許可書ではありません。

Q 外国人登録証明書の裏面には何が記載されるのですか？

A 表面に印字されている事項に変更や訂正があった場合に最新の内容が記載されます。

Q 外国人登録証明書の有効期限はどのくらいなのですか？

A 外国人登録証明書そのものに有効期限はありません。

Q 登録原票記載事項証明書とは何ですか？

A 外国人登録原票に記載されている内容の証明書です。登録内容は個人情報保護のため原則非開示ですが、本人からの請求等法律に定められている範囲で開示されます。



「在留の資格」の種類

就労が認められている「在留の資格」

就労活動が具体的に
特定されるもの

「教授」、「芸術」、
「宗教」、「報道」、
「投資・経営」、「研究」、
「教育」、「技術」、
「人文知識・国際業務」、
「企業内転勤」、
「興行」、「技能」など

活動に制約が無く
就労活動について
特定されないもの

「特別永住者」
(入管特例法に基づく在留の資格)、
「永住者」、
「日本人の配偶者等」、
「定住者」等

就労の可否は個別に指定
される活動によるもの

「特定活動」

就労活動が認められていない「在留の資格」

「文化活動」、「短期滞在」、「留学」、「就学」、
「研修」、「家族滞在」
(ただし、資格外活動の許可により就労が認められる場合があります。)



「在留の資格なし」とは？



就労活動は禁止

不法残留者や不法入国者など、在留の資格がない外国人であっても、法律の定めにより、外国人登録の申請義務があります。この場合、外国人登録証明書の「在留の資格」欄には、大きく赤字で**「在留の資格なし」**と記載されます。(上の図を参照) 在留の資格が確認されない場合には、日本国内での**いかなる就労活動にも従事することはできません。**

在留の資格が「外交」・「公用」の場合は外国人登録が免除されています。

日本国内に不法に滞在している外国人の多くが、不法就労活動に従事しています。外国人の不法就労は、生活水準や貨幣価値の格差等が背景となっていますが、無秩序な流入によって我が国の経済・社会に悪影響を及ぼすのみならず、犯罪の増加につながるおそれもあります。

不法就労対策としてもっとも重要なことは、**就労が認められていない外国人を雇用してはならない**ということです。外国人を雇用する際には、雇用主事業主があやまって外国人の不法就労事案に関与することのないようにする必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

日本で就労することが認められていない外国人であることを知りつつ雇用や斡旋などをしたり、不法入国を援助したような場合は、法令の規定に基づき刑事処分を受けることがあります。

なお、日本で就労することができる外国人であることが明らかかな場合には、外国人を雇用する際に、外国人登録証明書を提示しないことを理由に不利益な取扱いをしてはいけません。



法務省入国管理局

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

電話番号: 03 (3580) 4111 (代表)

法務省入国管理局ウェブサイト

<http://www.immi-moj.go.jp>